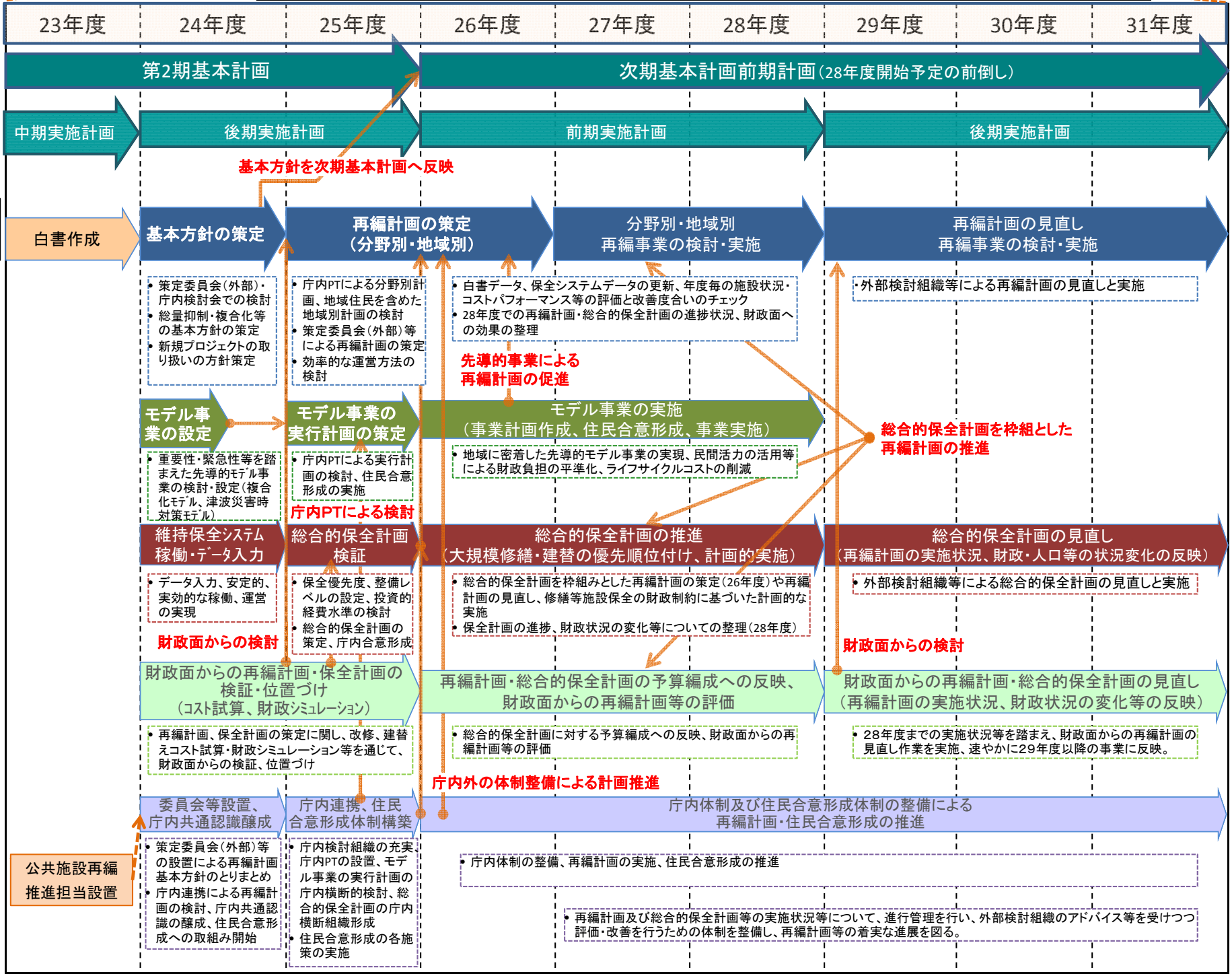


公共施設再編計画ロードマップ(案)

総合計画	計画期間:40年間				23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度 ~	37年度	38年度 ~	49年度	50年度 ~	65年度				
	第2期基本計画		次期基本計画																				
	中期実施計画	後期実施計画	前期実施計画				後期実施計画																
再編計画	白書・基本方針・再編計画策定				第1フェーズ															第2フェーズ		第3フェーズ	
					再編計画実施					再編計画見直し・実施					再編計画見直し・実施					再編計画改訂・実施		再編計画見直し・実施	

総合計画

再編計画



公共施設再編計画 ロードマップ（案）

I. ロードマップ策定のポイント

1. 鎌倉市総合計画次期基本計画において、公共施設再編計画（以下「再編計画」という。）の基本方針を位置付ける。
2. 次期基本計画の前期実施計画（H26～28予定）において、再編計画を策定し、順次実施する。
3. 再編計画において、再編計画の基本方針の考え方にに基づき、分野別・用途別の具体的な公共施設再編計画を定める。
4. 再編計画と併行して、再編計画を促進するためのモデル事業、再編計画の枠組を形成する総合的保全計画、財政との連動、推進体制の項目を盛り込み、それぞれ密接に連動させながら、全体の実効性を高める。
5. 再編計画全体を40年間（H26～65）の計画とし、これまでの積み残し分（必要な修繕等）を含む大規模修繕等の発生が見込まれる当初12年間（26～37年度）を第1フェーズ、多額の建替え需要の発生が本格化する次の12年間（38～49年度）を第2フェーズとして、3年毎の見直し及び12年間毎の計画改定作業を行う。その後の建替え需要の発生が継続する16年間（50～65年度）を第3フェーズとして、第2フェーズの取組み状況及び財政状況・地域社会の状況変化等を踏まえて、再編計画の改定を行う。
6. 再編計画、総合的保全計画については、前期実施計画期間である26～28年度の進行管理及び必要に応じて見直しを行い、後期実施計画期間である29～31年度の検討・実施に反映させる。以降、このサイクルを繰り返す。
7. 再編計画の検討、進行にあたっては、基本方針の十分な認識の下、庁内連携及び住民合意形成を図りながら実施する。

II. 項目別・年度別内容

1. 再編計画・事業

- ・24年度：23年度作成の白書をベースに、詳細分析及び追加調査を実施し、財政面からの検討結果を踏まえつつ、再編計画の基本方針を策定する。当該基本方針については、次期基本計画に反映する。

(実施内容)

- ・ 庁内検討会での議論、策定委員会（外部検討組織）での専門的見地からの意見及び議論を重ねて再編計画の基本方針を策定する。
 - ・ 財政状況、人口動態、更新・改修コストに関する将来シミュレーション等をベースに、マクロ面での基本方針を検討する。その結果、総量抑制、長寿命化、機能の集約化・施設の複合化等の視点を踏まえた基本方針を定める。
 - ・ 現在構想が進められている等の状況にある新規プロジェクトの取扱の方針を定める。
 - ・ 分野別、地域別の課題の洗い出しとその対応の方向性を、担当課ヒアリングや利用者アンケート等から整理し、それらの方向性を踏まえた基本方針とする。
 - ・ 施設の運営方法についても、包括的な運営管理委託、民間活力の活用、住民との協働等、効率的・効果的な運営の視点を基本方針に取り入れる。
 - ・ 基本方針（素案）について、パブリックコメントを実施し、市民の意見を反映する。
 - ・ 策定された基本方針について、次期基本計画の策定プロセスに位置付ける。
- ・ 25～26年度：基本方針をベースに、分野別・地域別の再編計画を策定する。

(実施内容)

- ・ 分野別再編計画について、関係各セクションからなる庁内プロジェクトチームを編成し、主要課題の抽出、課題への対応方針を検討する。
- ・ 地域別再編計画について、地域住民の代表、支所、庁内プロジェクトチームメンバーからなるワークショップの開催等により、地域の状況や公共施設の実態の把握、課題の認識を行うとともに、課題への対応策について議論を行う。そうした成果を基に、庁内プロジェクトチームにおいて、地域別再編計画を検討する。
- ・ 庁内プロジェクトチームの検討なども踏まえ、策定委員会及び庁内検討会において、基本方針に沿って、分野別と地域別の整合をとった再編計画を策定する。
- ・ 再編計画（案）に係るパブリックコメントによる意見を反映させるとと

もに、地域別の説明会を実施し、市民の理解を得て、再編計画を決定する。

- ・ 26～28年度：再編計画に基づいた再編事業を検討・実施し、28年度中に再編事業の実施状況等を確認する。

(実施内容)

- ・ 公共施設再編担当を中心に、庁内連携の下、定期的に保全システムデータ、必要に応じ白書データの更新を行う。
- ・ そうしたデータを基に、毎年度、施設状況、コストパフォーマンス等に関する評価を行い、改善度合いのチェックを実施する（評価指標を定めるとともに、評価指標を算出するための仕組みづくりを行う）。
- ・ 28年度内に、26～28年度の施設状況やコストパフォーマンス等の改善度合いの状況、再編計画及び総合的保全計画に対する進捗状況についての進行管理を行うとともに、公共施設再編に関わる財政状況等を整理し、外部検討組織等によるアドバイスを受け、評価をまとめる。
- ・ 29～31年度：28年度までの実施状況の評価を踏まえ、再編計画の見直し作業を行い、速やかに29年度以降の事業に反映する。

(実施内容)

- ・ 28年度中の再編計画の進捗状況等の整理を基に、外部検討組織等の議論を経て、29～31年度の再編計画の見直しを行った上で、29年度以降の事業を実施する。
- ・ 32年度～：26～31年度に実施した再編計画の見直しサイクルを繰り返す、必要に応じ見直しおよび計画改定作業を行う。

2. モデル事業

- ・ 24年度：課題・問題の重要性、緊急性等を踏まえ、2～3程度のモデル事業を設定し、次年度以降の事業化の準備を進める。

(実施内容)

- ・ 課題、問題の重要性、緊急性等を踏まえ、2～3程度のモデル事業候補を選定し、改善イメージ等を検討するとともに、管理運営手法やコスト削減効果等概略検討を行う。

・庁内検討会での議論及び策定委員会での意見を踏まえ、25年度以降に本格検討実施を行うモデル事業の設定を行う。

- ・25年度：モデル事業を再編計画の促進のための先導的事業として位置づけ、実行計画（施設計画、運営計画、事業手法等）の策定を行う。

（実施内容）

・モデル事業毎に検討する庁内プロジェクトチームを編成し、モデル事業の具体的な実行計画の検討を行う。その際、ワークショップ手法の採用、ホームページを活用した適時情報公開等により住民合意形成を図る。

- ・26～28年度：モデル事業の実行計画に沿った事業を実施するとともに、その経験・ノウハウの蓄積及び共有を図り、再編計画全体の促進に反映する。

（実施内容）

・モデル事業の実行計画に沿って、モデル事業の実現を図る。モデル事業の実施にあたっては、地域住民・NPO等による運営等、地域に密着した運営システムの構築等により、市民ニーズへの的確な対応を図るとともに、能力・ノウハウや資金面での民間活力の活用等により、財政負担の平準化やライフサイクルコストの縮減を目指す。

3. 総合的保全計画

- ・24年度：維持保全システムについてデータ入力を進め、安定的・実効的な稼働・運営を実現する。

- ・25年度：維持保全システムのデータ等を利用し、財政面からの制約を前提とし、大規模修繕・建替のレベル設定・優先順位付けと実施スケジュールの設定等を含む総合的保全計画の検証を行い、庁内合意形成を図る。

（実施内容）

・維持保全システムのデータを活用した総合劣化度及び施設重要度(防災拠点等)を評価し、施設毎の保全優先度を設定する。また、劣化状況を基に整備レベルの設定を行い、建替えもしくは大規模改修等の判断に反映する。

・財政シミュレーション等を通じて、財政面から制約を踏まえた今後の投資的経費支出の水準を検討する。

- ・ 保全優先度、整備レベル、財政面からの制約等により、整備順位、実施スケジュールを定めた総合的保全計画を、庁内検討会議の検討、策定委員会の意見を踏まえて検証する。

- ・ 26～28年度：総合的保全計画をベースに、公共施設の有効活用や集約化・複合化等の改善策検討等、再編計画の具体化を行うことにより、再編計画の実施を停滞させることなく、一定の合意形成のもとに施設の修繕・更新や有効活用を進めることを可能とする。

(実施内容)

- ・ 総合的保全計画の枠組の中で、再編計画の策定（26年度）や再編計画の見直し、修繕の計画的な実施等を行う。
- ・ 28年度において、総合的保全計画の進捗状況や財政状況の変化等について整理を行う。

- ・ 29～31年度：28年度までの実施状況などを踏まえ、総合的保全計画の見直し作業を行い、速やかに29年度以降の事業に反映する。

(実施内容)

- ・ 28年度中の総合的保全計画の進捗状況等の整理を基に、外部検討組織等の議論を経て、必要に応じ29年度以降の総合的保全計画の見直しを行う。

※総合的保全計画とは、想定された投資的経費に関する財政制約の中で、公共施設の劣化状況や施設重要度等から、大規模改修や建替えの優先度を設定することにより、財政負担の平準化等を図るものである。

4. 財政との連動

- ・ 24～25年度：再編計画、総合的保全計画の策定に関し、改修・建替えコスト試算や財政シミュレーション等を通じて、必要に応じ財政面からの検証、位置づけを行う。
- ・ 26～28年度：総合的保全計画に対する予算編成への反映を行うとともに、財政面からの再編計画等の評価を行う。
- ・ 29～31年度：28年度までの実施状況などを踏まえ、財政面から再編計画の見直し作業を行い、速やかに29年度以降の事業に反映する。

5. 推進体制

- ・ 24年度：外部委員を含む公共施設再編計画策定委員会を設置し、専門的見地からの議論を行い、再編計画の基本方針のとりまとめ等を行う。庁内検討会を設置し、庁内連携の下、再編計画に関する検討を行う。また、事務局を兼ねた運営会議により、具体的な検討、調整を行う。
さらに、各担当セクションへのヒアリング調査、白書やモデル事業を題材とした研修の実施等を通じて、庁内共通認識の醸成を図る。更に、広報やシンポジウム開催等を通じた住民合意形成についてもアクションを開始する。
- ・ 25年度：公共施設再編計画策定委員会のもと、庁内検討会及び運営会議の内部検討組織の充実を図り、庁内プロジェクトチームの設置等の検討と併せて、モデル事業の実行計画の検討等について庁内横断的な検討を行う。また、住民合意形成に関して、広報手段（出前説明会、リーフレットの作成・配布、ホームページ、シンポジウムの開催等）、モデル事業におけるワークショップ手法の活用、市民ファシリテーターの育成等を検討し、順次実施する。
総合的保全計画に関しては、建物の耐震化や点検業務等を含め一元管理・実施できる庁内横断的業務体制・組織の設置に関する検討を行う
- ・ 26年度：庁内体制を整備し、再編計画の実施、住民合意形成の推進を図る。
- ・ 27年度～：再編計画及び総合的保全計画等の実施状況等について、進行管理を行い、外部検討組織のアドバイス等を受けつつ評価・改善を行うための体制を整備し、再編計画等の着実な進展を図る。